

2020年度ヒアリングシート〔主要事業意見交換・サマーヒアリング〕

総合計画
施策番号

3-3-1

事務事業名	要配慮者支援事業	所属部門	保健福祉課 社会福祉係
町長公約	4 災害に強く自然とともに安全安心で暮らせるまち めむろ ◆災害対策―地域防災対策の意識向上と推進	公約達成年次	2022年

◆ 検討課題と解決策

	主要事業意見交換	サマーヒアリング(主要事業意見交換対象事業は進捗状況も記載)
検討課題・解決策	<p>【検討課題】 登録内容を最新の状態にするため、令和2年度は全登録者に対し調査を実施(前回は平成29年度実施)。今般の新型コロナウイルス感染防止を踏まえた調査方法を検討。</p> <p>【解決策】 登録者の状況に合わせ、可能な限り電話や文書による調査や、関係課・係との連携により効率的な調査を実施。戸別訪問は極力避けるが、訪問調査実施時はマスク着用と手指消毒を行う。</p> <p>◎災害時要配慮者台帳の概要 台帳の登録内容の更新は、登録者やその家族などの支援者からの申出を基本としている。社会福祉係が把握できる住民票情報や介護保険、障がい者、施設入所情報に基づいて毎月登録情報を更新しているが、登録者本人やその家族しか知りえない情報の更新は進みづらい状況にある。 令和2年2月末登録者数は、2,497人。</p>	
コメント		

◆ 業務スケジュール

業務詳細		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
意見交換	広報誌掲載	● 事業・ 調査周知			● 事業・調査周 知					● 事業・調査 周知			
意見交換	要配慮者台帳	● 月次 台帳 更新 開始(毎月)											
意見交換	全登録者調査	● 登録 内容	● 登録 内容	● 調査 開始									● 調査 終了
意見交換													
意見交換													
意見交換													
意見交換													
意見交換													
	評価・計画・予算の 年間スケジュール(予定)		★ 事務事業 評価提出		★ サマヒア 調書提出		★ 実行計画提出			★ 予算提出			

2020年度ヒアリングシート〔主要事業意見交換・サマヒアリング〕

総合計画
施策番号

3-3-3

事務事業名	地域生活支援事業	所属部門	保健福祉課 障がい福祉係
町長公約	グループホーム等の地域生活の支援検討	公約達成年次	2022年

◆ 検討課題と解決策

	主要事業意見交換	サマヒアリング(主要事業意見交換対象事業は進捗状況も記載)
検討課題・解決策	<p>【検討課題】 ①家族と同居している障がい者には自宅から離れ民間アパート等で一人暮らしのニーズがあり、そのステップとして「障がい者用生活体験住宅」の整備、受け入れを行う。 ②第6期茅室町障がい者福祉計画を策定する。</p> <p>【解決策】 ①「地域おこし協力隊員」を採用・配置し、「生活体験住宅」の開設・受入れ準備・事業周知・説明会を開催する。開設後は、住宅の管理・運営、利用者等からの相談に応じ必要な支援を提供する。 生活体験住宅を実施するための各種工事、必要備品の準備を行う。 ②働く障がい者等を対象としたグループホームの整備や、働く障がい者や親亡き後を見据えた生活支援体制整備について、関係機関と協議を行う。</p>	
コメント		

◆ 業務スケジュール

業務詳細		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
意見交換	地域おこし協力隊 募集・任用・採用	● 募集	● 面接	● 任用・受入準備	● 採用・打合せ	● 説明会開催等	● 利用希望者等との面談開始	● 体験住宅受入開始					
サマヒア													
意見交換	障がい者用生活体験 住宅整備	● 各種工事開始 規則制定・運用準備	● 各種工事完成		● 備品購入・設置								
サマヒア													
意見交換	第6期障がい者福祉計 画策定	● 子育て支援課 と協議	● 全体会議 (諮問)	● 前期計画評価	● アンケート実施	● アンケート分析	● 計画原案作成		● パブコミ実施	● 計画案完成	● 全体会議 (答申)		
サマヒア													
意見交換													
サマヒア													
意見交換													
サマヒア													
	評価・計画・予算の 年間スケジュール(予定)		★ 事務事業 評価提出		★ サマヒア提出	★ 実行計画提出			★ 予算提出				

* 推進のための具体的な内容と時期について記載してください。矢印で期間を示すのではなく、実施予定時期を明示します。

I 計画策定根拠

障害者基本法第11条第3項

市町村は、障がい者の状況などを踏まえ、市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない

障害者総合支援法第88条

市町村は、当該市町村の区域における障がい者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

II 作業進捗状況

- ① 障がい者・児の推移と傾向分析
- ② 障がい者福祉のアンケート内容精査
- ③ 障がい福祉サービスの提供体制
- ④ 第6期障がい者福祉計画骨子（案）検討

III 令和2年度スケジュール（主なもの）

7月
第5期障がい者福祉計画評価

※部会 = 障がい者部会
(総合医療福祉協議会)

8月
障がい者福祉アンケート実施

9月
アンケート集計・部会説明

12月
計画原案 部会説明

1月下旬
パブリックコメント

2月下旬
計画（案）部会答申

令和3年度
第6期芽室町障がい者福祉計画施行

2020 年度 ヒアリングシート〔主要事業意見交換・サマーヒアリング〕

総合計画
施策番号

3-3-2

事務事業名	介護保険一般管理事務	所属部門	保健福祉課 介護保険係	
町長公約	・介護が必要な方へのサービス基盤整備と重度化の防止 … 介護予防サービスを推進し、要介護となった場合のサービス基盤も推進。在宅介護の方向性を保ちつつ人材確保や関係機関との連携を強化し取り組む。		公約達成年次	2022年

◆ 検討課題と解決策

	主要事業意見交換	サマーヒアリング(主要事業意見交換対象事業は進捗状況も記載)
検討課題・解決策	<p>介護保険法第117条に基づき、3年毎の介護保険事業計画を策定。当年度は第7期計画最終年次にあたり、前年度から実施する各調査を基に、本町介護保険事業の将来像を描き、且つ、実現に向けた実効性のある計画を策定する。</p> <p>【検討課題】 今後、ますます進展する本町の高齢化と現役世代人口(担い手)の減少、多様化する介護サービス需要に対応する健全な介護保険事業の運営</p> <p>【解決策】 将来に亘る健全な介護保険事業の運営と介護サービスを必要とする人に必要なサービスを提供する基盤整備</p> <p>① 介護保険財政の健全運営 本町における将来人口推計から、介護認定者、介護サービス給付推計を算出し、介護保険事業の健全運営に必要な保険料を算定</p> <p>② 介護サービスを必要とする人に必要なサービスの提供 2025年・2040年を見据えた将来人口推計から介護需要を踏まえて、介護需要を導き、必要とされるサービスと人的基盤の計画を策定</p> <p>③ 意見交換の実施 事業所や関係団体との意見交換、パブリックコメントの実施を行い、寄せられた意見の実効性の可否を見定め計画を策定</p>	
コメント		

◆ 業務スケジュール

業務詳細		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
意見交換	介護保険財政の健全運営	● 基礎数値算定開始	● 推計作業開始					● 保険料仮設定	● 保険料算定状況を随時、道・国へ報告 (11月～3月)				● 保険料確定報告
サマヒア													
意見交換	介護サービスを必要とする人に必要なサービスの提供	● ニーズ調査 クロス分析			● 在宅介護 調査分析	● 介護需要 作業開始			● 介護需要量状況を随時、道・国へ報告 (11月～3月)				● 介護需要 確定報告
サマヒア													
意見交換	意見交換の実施		● 事業者 意見交換			● 関係団体 意見交換		● 関係団体 意見交換		● 関係団体 意見交換		● PC MMM	
サマヒア													
意見交換	高齢者介護部会 (総合医療福祉協議会)		● 計画法 (諮問)		● 第1回 部会開催		● 第2回 部会開催			● 第3回 部会開催		● 計画法 (答申)	
サマヒア													
意見交換	議会 (委員会)					● 計画法策定 (説明)			● 計画法素案 (説明)				● 条例改正
サマヒア													
	評価・計画・予算の 年間スケジュール(予定)		★ 事務事業 評価提出		★ サマヒア提	★ 実行計画提出			★ 予算提出				

* 推進のための具体的な内容と時期について記載してください。矢印で期間を示すのではなく、実施予定時期を明示します。

*一番下の行は削除しないでください。

I 計画策定根拠

老人福祉法

法第20条の8（市町村老人福祉計画）

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業との供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

法第20条の8【第7項】

市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

介護保険法

法第116条（基本指針）

厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。

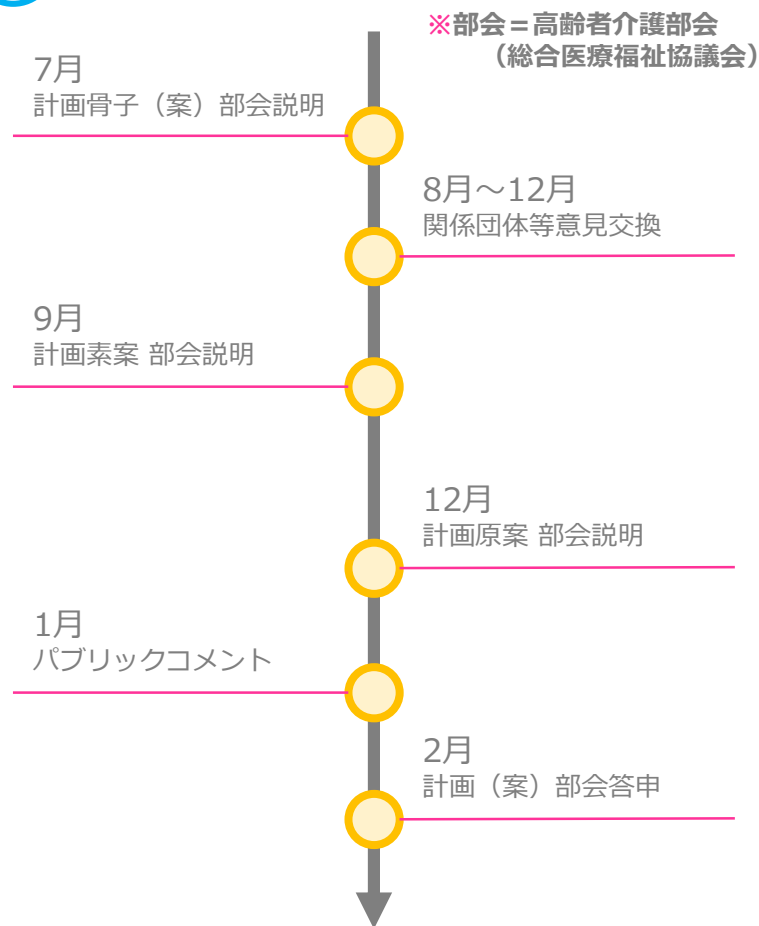
法第117条（市町村介護保険事業計画）

市町村は、基本指針に即して3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

II 作業進捗状況

- ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査集計
- ② 在宅介護実態調査集計
- ③ 第8期介護保険事業計画骨子（案）検討
- ④ 人口推計作業

III 令和2年度スケジュール（主なもの）



令和3年
施行

第8期芽室町高齢者保健福祉計画
第8期芽室町介護保険事業計画